

令和 8 年度新郷村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、村が行う障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、村のすべての機関が行う物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく事業所等（以下「障害者就労施設」という。）

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（２）障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

（３）在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

村が発注する物品（印刷物等の製造の請負も含む。）及び役務（業務の委託を含む。）等、障害者就労施設等が供給できるものを対象とする。

6 物品等の調達目標

村は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 物品等の調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設が供給できる物品等の情報について、定期的に収集を行い、庁内での情報共有に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用に努める。
- (3) 物品等の調達にあたっては、厳正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。

8 調達方針の作成及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の策定及び見直しをしたときには、作成後遅滞なく公表する。
- (2) この方針による調達実績については、会計年度の終了後に取りまとめ公表する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から実施する。